

議案第 19 号・第 20 号 資料

川崎市立学校の施設等の開放に関する規則及び川崎市立学校施設使用規則の一部改正について

1 改正の経緯

川崎市教育委員会では、地域における市民のスポーツ・レクリエーション、生涯学習、文化活動、市民活動等の場として、校庭や体育館、武道場、特別教室といった学校施設を学校教育に支障のない範囲で市民に開放している。

令和 7(2025)年 4 月から予約システム及びスマートロックの導入といった新たな運用を進めている中で、市民や学校からの意見や要望等を受け、利便性向上を図るために運用等の一部見直しを行い、令和 7(2025)年 11 月からの運用変更に向けて、次のとおり関係規則の一部を改正するものである。

2 改正の概要

(1) 川崎市立学校の施設等の開放に関する規則（議案第 19 号）

ア 使用者の範囲の規定の文言整理（第 6 条）

川崎市の他の規則等の利用資格の規定の文言と統一する。

イ 使用申込期限の変更（第 7 条第 2 項）

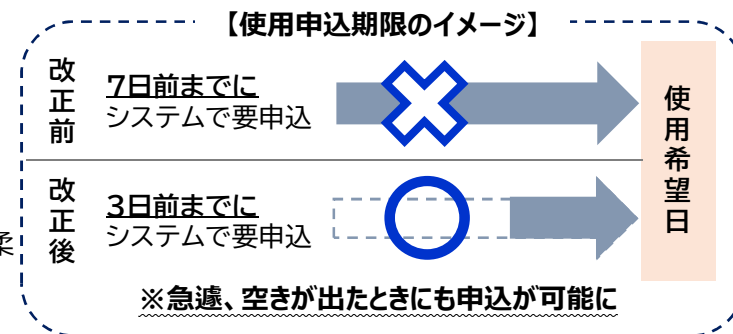
現行では、使用申込の期限が使用を希望する日の 7 日前までとなっているところ、直前での予定変更等に柔軟に対応できるよう、使用を希望する日の 3 日前までに変更する。

ウ 運動場（夜間開放）に新たな使用時間の区分を規定（別表）

日没時間の早い冬季（11 月～ 2 月）に午後 5 時から夜間照明を使用し、夜間の使用料が徴収できるよう、新たに冬季の使用時間の区分を規定する。

エ 運動場及び体育館の 3 分の 1 面を使用する際の金額を規定（別表）

より多くの方に使用していただく手段として 3 分の 1 面での使用ができるよう、新たに 3 分の 1 面で使用する際の金額を規定する。



(2) 川崎市立学校施設使用規則（議案第 20 号）

ア 第 1 号様式（学校施設使用許可申請書）の変更

多様な性の在り方を尊重する観点から、学校施設の使用許可に必要な性別欄を削除するとともに、申請手続のオンライン化に合わせて押印欄を削除する。

イ 第 2 号様式（学校施設使用許可書）の変更

申請手続のオンライン化に合わせて押印欄の削除及び実際の運用に合わせて不要となる備考欄の一部記載を削除する。